

昭 和 会 会 則

第1章 名 称

第1条 本会は昭和会と称す。事務所は昭和第一高等学校内に置く。

第2章 会 員

第2条 本会員は昭和第一高等学校の卒業生の保護者を以て会員とする。

第3章 目 的

第3条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、昭和第一高等学校への後援を目的とする。

第4章 事 業

第4条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 親睦の集い（旅行等）
2. 学校との連繫をもつ事業
3. その他、本会の目的を果たすために必要な事業

第5章 会 議

第5条 本会は年1回、総会を開催する。役員会は必要に応じて会長が招集する。

第6条 本会の議決は出席者の過半数の同意をもって決定する。

第6章 役 員

第7条 役員はPTA役員経験者・会長又は会員が推薦する者により構成する。

第8条 会長は役員の内選とし、総会に於いて選出する。

第9条 本会に次の役職を置く。

- | | |
|---------|-------|
| 1. 会長 | 1 名 |
| 1. 副会長 | 若干名 |
| 1. 庶務 | 3 名以上 |
| 1. 書記 | 3 名 |
| 1. 会計 | 3 名 |
| 1. 会計監査 | 3 名 |
| 1. 幹事 | 若干名 |

第10条 役員は会長が委嘱する。

第11条 役員の内任は2カ年とし、再選は妨げない。

第12条 本会は理事長を最高顧問とし、学校長を名誉会長とする。

最高顧問と名誉会長は総ての会議に出席し、意見を述べる事ができる。

第13条 本会は会長経験者を顧問とし、役職経験者を相談役とすることができる。顧問及び相談役は会長が委嘱し、会長の要請により会議に出席し、意見を述べることができる。

第14条 本会は特別会員として、学校連絡教員2名を置く。

第7章 役員 の 分 掌

第15条 役員 の 分 掌 は 次 の 通 り と す る 。

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はそれを代行する。
3. 庶務は主要行事の立案・準備運営・連絡調整及び他に属せざる事項を担当する。
4. 書記は会議の重要事項及び決定事項を記録する。
5. 会計は会計業務に関する事項及び収支予算案・決算書を作成する。
6. 会計監査は会計の帳簿を必要に応じて閲覧し、検査する。
7. 幹事は庶務・会計・会計監査の業務を必要に応じて補佐する。

第8章 会 計

第16条 本会の経費は、入会金及び寄付金を以て充当する。

第17条 本会の入会金は4,000円とする。

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

第9章 付 則

第19条 本会の変更は総会の決議を要する。

第20条 本会に必要な事項は役員会で決定する。

第21条 本会則は昭和55年10月8日からこれを実施する。

第22条 本会則は昭和61年6月21日からこれを実施する。

第23条 本会則は平成2年6月9日からこれを実施する。

第24条 本会則は平成10年6月27日からこれを実施する。

第25条 本会則は平成12年6月24日からこれを実施する。

第26条 本会則は平成17年6月18日からこれを実施する。

第27条 本会則は平成24年6月16日からこれを実施する。